

## 北海道武蔵女子短期大学障がい学生支援委員会規程

(目的)

**第1条** この規程は、北海道武蔵女子短期大学障がいのある学生の支援に関する規程に基づき、障がいのある学生及び特別な支援を必要とする学生が、障がいの種別及び程度に応じ、十分な教育の質を保証されるために必要な合理的配慮に基づく支援が受けられるようにするために、障がい学生支援委員会の組織及び業務に関して必要な事項を定める事を目的とする。

(用語の定義)

**第2条** 本規程における障がいのある学生に関する用語の定義は、北海道武蔵女子短期大学障がい学生支援の基本方針第3項に拠る。

(構成員)

**第3条** 障がい学生支援委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 学科長
- (3) 学生支援委員長
- (4) 教務委員長
- (5) 学生支援課長
- (6) 学生係(1名)
- (7) 教務係(1名)
- (8) その他、委員会が必要と認めた者

(委員長)

**第4条** 障がい学生支援委員会の委員長は、副学長をもって充てる。

(招集)

**第5条** 障がい学生支援委員会は、委員長が必要と認めたとき又は委員の過半数から開催請求があったときに開催する。

(成立)

**第6条** 障がい学生支援委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

(構成員以外の者の出席)

**第7条** 委員長が必要と認めたときは、構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

2 障がいがあり、本委員会に配慮申請している学生が、障がい学生支援委員会に出席して意見や要望を述べることを求めた場合は、これを認めなければならない。

(障がい学生支援委員会の任務)

**第8条** 障がい学生支援委員会は、別に定める『障がい学生支援に関わるガイドライン』に則り、次の事項を任務とする。

- (1) 障がい学生の合理的配慮申請の審査及び検討
- (2) 『合理的配慮希望に対する回答書』の作成
- (3) 『合理的配慮認定書』の発行
- (4) 提供後の合理的配慮についての検証
- (5) 既に合理的配慮を提供されている障がい学生からの継続願、配慮内容の変更・追加申請についての審査及び検討
- (6) その他、障がい学生支援制度に関する事項の検討

(議事録)

**第9条** 障がい学生支援委員会の議事については、議事録を作成し、委員長が確認した後に保管する。

(所管部署)

**第10条** 障がい学生支援委員会の運営に必要な事務は、学生支援課学生係が所管する。

(規程の改廃)

**第11条** この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

## 附 則

1. この規程は、令和5年12月1日から施行する。

## 附 則

1. この規程は、令和6年4月1日から施行する。